

郡山市行財政改革大綱

－ 持続可能な行財政経営のために －

推進期間：平成27年度～平成29年度

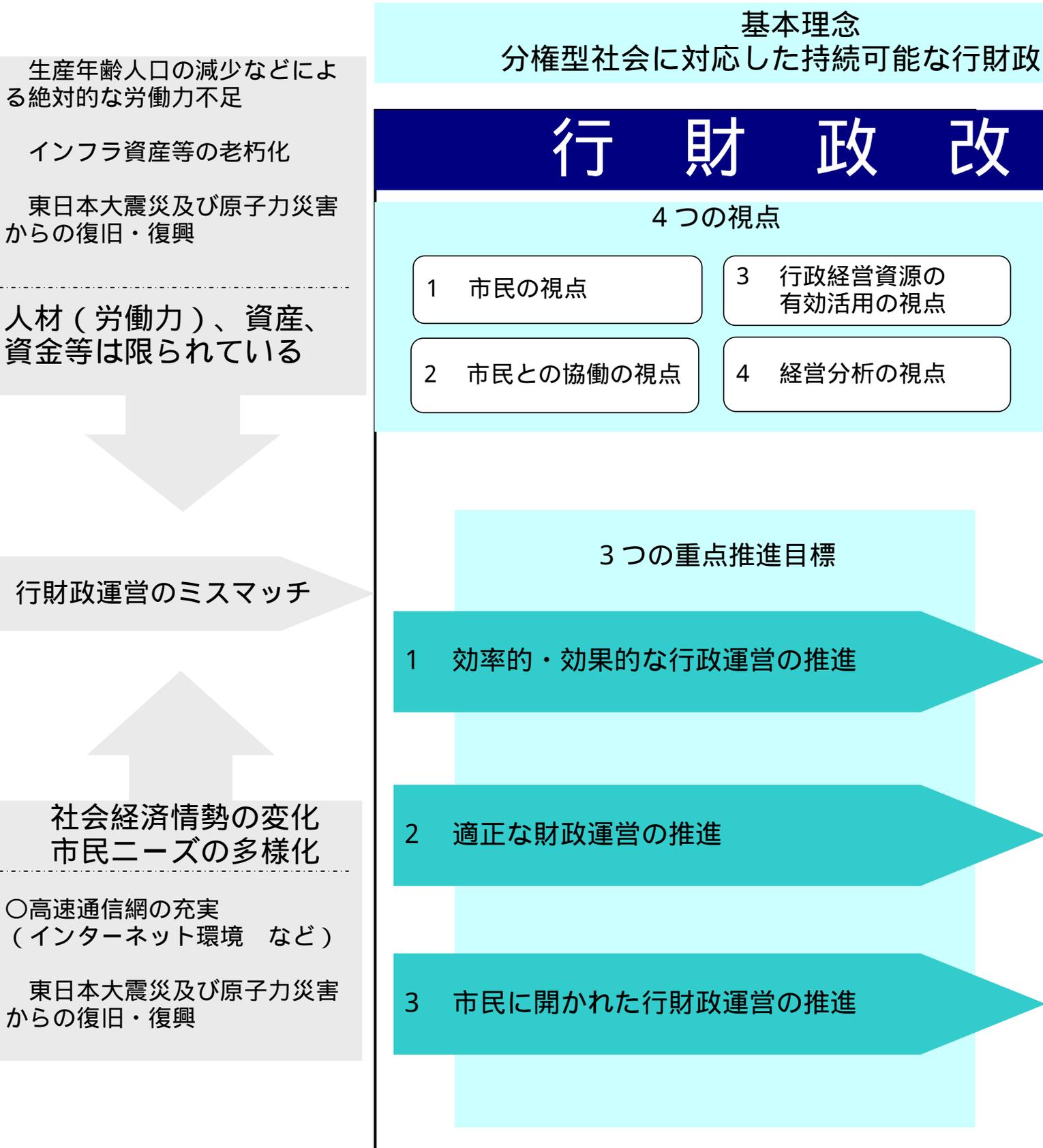
平成27年3月 第二次改訂

郡山市

目 次

郡山市の行財政改革体系図	1
1 <u>行財政改革大綱の改訂にあたって</u>	3
(1) これまでの行財政改革の取り組み	3
(2) 今回改訂する「行財政改革大綱」の取り組み	4
(3) 改訂の必要性	8
2 <u>行財政改革大綱の基本方針</u>	9
(1) 基本理念	9
(2) 行財政改革の視点と主な手段	10
(3) 推進期間	12
(4) 推進方法	12
(5) 推進体制	12
(6) 進捗状況等の公表	13
3 <u>行財政改革のための重点推進目標と取組事項</u>	14
重点推進目標 1 効率的・効果的な行財政運営の推進	15
重点推進目標 2 適正な財政運営の推進	19
重点推進目標 3 市民に開かれた行財政運営の推進	21

郡山市の行財政改革体系図（案）（推進期間：平成27年度～平成29年度）



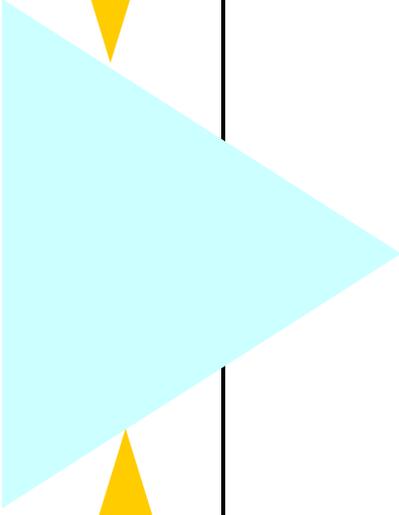
経営の推進

革

主な手段

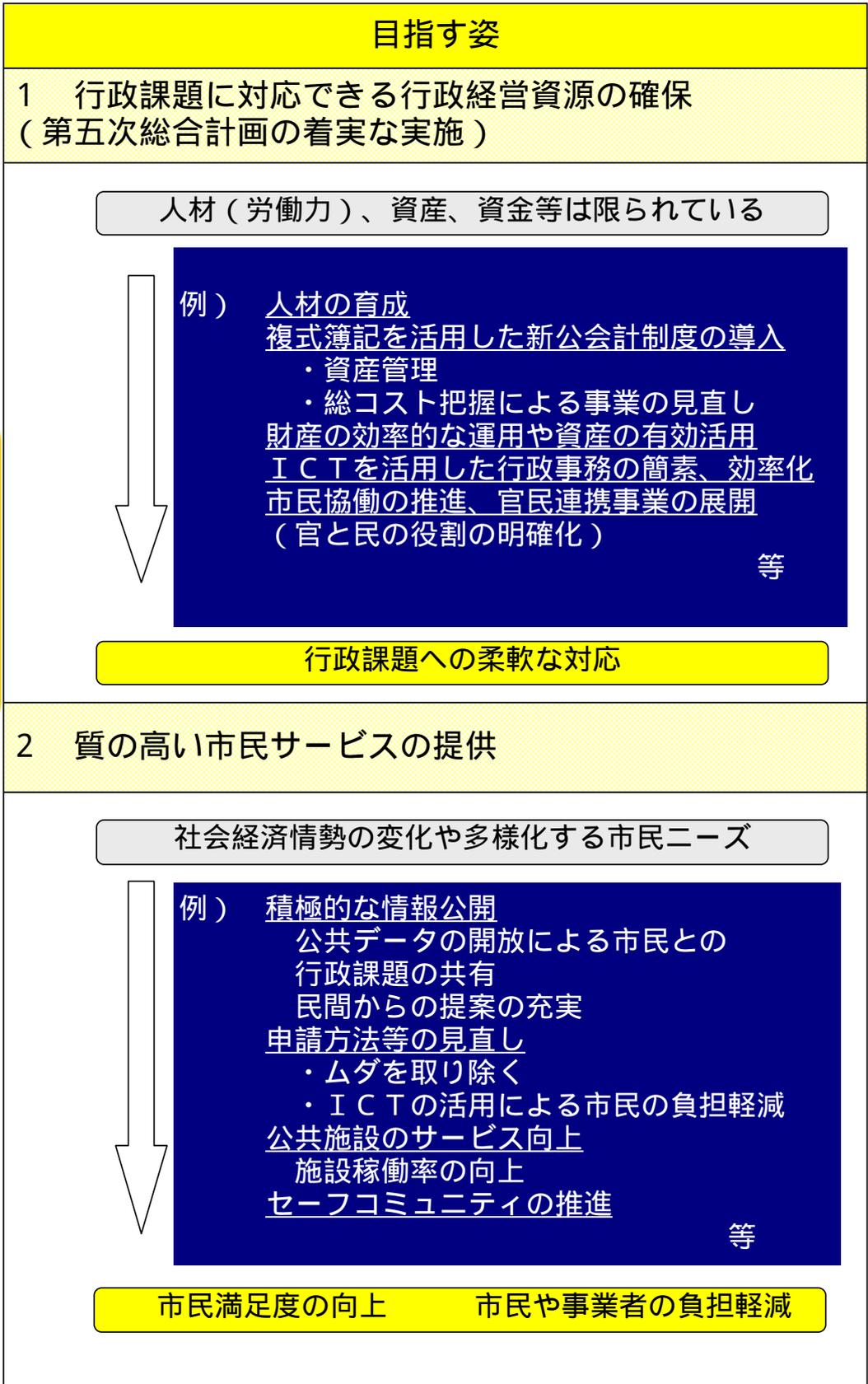
1 ICT（情報通信技術）の活用

2 TQMの推進（各種カイゼン活動のマネジメントなど）



マイナンバー制度の活用

成果の定量的な把握



1 行財政改革大綱の改訂にあたって

(1) これまでの行財政改革の取り組み

昭和 61 年 12 月「郡山市行財政改革大綱」策定

【推進期間：昭和 62 年 4 月～平成 8 年 3 月】

本市では、昭和 61 年 12 月に「郡山市行財政改革大綱」を策定し、組織機構の改編、行政事務の電算化、情報公開制度の確立を図るとともに、事務事業の執行にあたっては、絶えず見直しを行い、先進的、効率的かつ効果的な行政運営に努め、積極的に行財政改革を推進してきました。

平成 8 年 3 月「郡山市行財政改革大綱」策定

【推進期間：平成 8 年 4 月～平成 11 年 3 月】

その後も、市民サービス向上のため、新たな行政課題に的確に対応する行政システムの確立を目指し、「郡山市行財政改革推進委員会」の提言を受け、平成 8 年 3 月に「郡山市行財政改革大綱」を策定しました。

平成 10 年 11 月「郡山市行財政改革大綱」改訂

【推進期間：平成 11 年 4 月～平成 15 年 3 月】

平成 9 年 4 月に「中核市」に移行した本市では、その先導的な役割を自覚するとともに、市の独自性を発揮すべく、行財政改革を最重要課題の一つと位置付け、平成 10 年 11 月に大綱の改訂を行い、ごみ収集業務やホームヘルプサービス、学校給食の民間委託等を実施しました。

平成 15 年 2 月「郡山市行財政改革大綱」改訂

【推進期間：平成 15 年 4 月～平成 19 年 3 月】

平成 14 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」においては、地方行財政改革を強力かつ一体的に推進するため、国の関与の縮小、地方の権限と責任の拡大、そして、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方の「三位一体」での検討などの方針が示されました。このような中、IT 等を活用した行政運営の効率化や合理化など、地方自治体を取り巻く社会経済情勢等の変化に的確に対応するとともに、「自己決定、自己責任」のもとで必要な行政サービスの維持向上と総合的な行財政体制を整備するため、平成 15 年 2 月に大綱を改訂し、行政評価の導入や行政センターの見直し、パブリックコメント制度の導入、財団等外郭団体の統廃合等、行財政全般について改革の取り組みを積極的に実施しました。

(2) 今回改訂する「郡山市行財政改革大綱」の取り組み

平成 19 年 3 月「郡山市行財政改革大綱」策定

【推進期間：平成 19 年 4 月～平成 23 年 3 月】

地方自治体を取り巻く財政環境が、いわゆる国の三位一体の改革の影響もあり、かつてないほど厳しい状況となっている中、様々な行政課題に的確に対応し、市政運営に関する「4つの基本理念」及び「10大政策」を着実に進めていくためには、「選択と集中」の理念に基づき、より積極的に行財政改革に取り組む必要がありました。

また、国の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（新地方行革指針）」（平成 17 年 3 月 29 日付）「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（地方行革新指針）」（平成 18 年 8 月 31 日付）を基本として策定しました。

平成 23 年 3 月「郡山市行財政改革大綱」改訂

【推進期間：平成 23 年 4 月～平成 27 年 3 月】

平成 19 年 3 月に策定した「郡山市行財政改革大綱」は推進期間が平成 22 年度までとなっていたことに伴い、「郡山市第五次総合計画」の着実な推進及び「より市民にわかりやすい行財政改革を推進する観点」から、その内容を体系的に整理し、市民サービスの更なる向上と当時の社会経済情勢を反映させ、市民ニーズと時代に即した行財政改革を推進するため改訂しました。

この行財政大綱には3つの重点推進目標を掲げており、それぞれに『郡山市行財政改革大綱実施計画』を策定し、推進してきました。

毎年度の進捗状況等を踏まえた、主な成果は以下のとおりです。

【平成 23 年度以降の行財政改革の主な成果と課題】

重点推進目標 1 効率的・効果的な行政運営の推進

申請受付業務の電子化の推進
公共施設案内予約システム活用の推進

市民の利便性向上の観点から、「申請手続き」及び「公共施設の予約」について、インターネットによる手続きを可能にするものです。

これらの取り組みにより、「申請手続き」については、平成 25 年度は水道の使用開始の申請や寄附金の申込み等の 66 の手続きにおいて、インターネットによる申請を受け付けました。

また、「公共施設の予約」につきましては、従来、「市民交流プラザ」及び「市

民ふれあいプラザ」の2施設のみを対象としていましたが、平成26年10月1日より、対象施設を体育施設や福祉施設など計50施設に拡大しました。

今後も、これらのICTを活用した市民サービスは「市民と市役所の距離を近づける」ことが可能になること、また、ICTの発展とインターネット利用人口の増加等による申請手続き等の電子化の需要が高まっていることから、引き続き、推進していきます。

インターネットによる申請手続き数の推移

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
目標値	60 手続以上	60 手続以上	60 手続以上
実績値	47 手続	65 手続	66 手続

インターネット予約可能施設のオンライン予約率(平成25年度まで2施設が対象)

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
目標値	5%	7%	9%
実績値	34.7%	30.9%	30.2%

適正な定員管理の推進

技能労務職の退職不補充、事務事業の見直し、計画的な民間への業務委託及び指定管理者制度の活用等により、効率的な職員体制の確保と人件費の抑制を図るものです。

これらの取り組みにより、平成25年度は平成23年度と比較し、職員数を22人削減し、人件費を全体で約17億円節減しました。

今後も効率的な行政運営のため、引き続き、適正な定員管理の推進に努めていきます。

職員数及び人件費の推移

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
目標値	2,023 人	東日本大震災、原子力災害の影響を考慮した定員管理	
実績値	2,024 人	2,014 人	2,002 人
		前年度比 10 人	前年度比 12 人
人件費 (決算額)	16,591,686 千円	15,464,117 千円	14,909,891 千円
		前年度比 1,127,569 千円	前年度比 554,226 千円
備考	人件費は全ての会計のうち水道事業、下水道事業等の企業会計を除いた普通会計 決算額		

重点推進目標 2 適正な財政運営の推進

経常経費の削減

経常経費 については、各部局からの予算要求額をゼロシーリング（予算要求額について対前年度同額を限度とする方式）として削減を図るものです。

この取り組みにより、経常経費の平成 25 年度決算額は平成 23 年度決算額と比較し、約 42 億円節減しました。

東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興及び 2025 年問題 等の社会保障費の増加が懸念されるため、今後も引き続き、経常経費に限らず、徹底したコスト意識による経費の節減に努めます。

経常経費額の推移

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実績値 (数値は決算額)	ゼロシーリングの実施		
	86,206,607 千円	83,738,573 千円	81,966,898 千円
		前年度比 2,468,034 千円	前年度比 1,771,675 千円
備考	決算額は全ての会計のうち水道事業、下水道事業等の企業会計を除いた普通会計決算額		

複式簿記を活用した新公会計制度 の導入

現行の単式簿記・現金主義 による会計制度では把握が困難である「資産や負債の情報」や事業サービスに要した「真のコストの情報」を明らかにするため、新公会計システムを構築し、平成 27 年 4 月から複式簿記を活用した新公会計制度を導入します。

新公会計制度により、事業手法の見直しや資産のマネジメント機能の強化等を図ります。

公共施設マネジメントの推進

高度経済成長に伴い急速に整備された公共施設等が大量に更新時期を迎えること等から、計画的な更新・長寿命化による財政負担の軽減・平準化が求められています。

また、公共施設の状況や利用形態及び市民ニーズを踏まえた、施設の統廃合が必要となります。

このため、市民に安全・安心な施設環境とサービスを提供できるよう、公共施設の最適化を図る必要があるため、公共施設マネジメントを推進する基礎資料と

して公共施設白書の作成に取り組んでいます。

今後は、公共施設等総合管理計画を作成し、適切かつ効率的な公共施設マネジメントを推進していく必要があります。

公有資産活用の推進

財産の効率的な運用や資産の有効活用による新たな財源の確保に取り組むため、平成26年度に「郡山市公有資産活用ガイドライン」を策定しました。

このガイドラインにより、未利用財産の処分や公有資産の有効活用を推進し、財源の確保に努めます。

市税等の納付方法や納付場所の拡大 市税の徴収率の向上対策

納税者の利便性の向上の観点から、新しい納付方法の導入や納付場所の拡大を行い、市税等の徴収率向上を図るものです。

また、税負担の公平性の確保の観点から、滞納処分の強化を図り、収入の確保に努めるものです。

納付場所の拡大の取り組みとして、平成23年度から「ゆうちょ銀行窓口」、平成24年度から「コンビニエンスストア」での納付を可能としたところであり、市税徴収率は確実に上昇しています。

引き続き、納税者の利便性向上のため、クレジットカードやマルチペイメントネットワークによる納税方法の検討を行います。

納付方法や納付場所の拡大状況と徴収率の推移

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
納付方法 納付場所	市窓口 口座振替 金融機関窓口 ゆうちょ銀行窓口 郵便局窓口	市窓口 口座振替 金融機関窓口 ゆうちょ銀行窓口 郵便局窓口 コンビニエンスストア	市窓口 口座振替 金融機関窓口 ゆうちょ銀行窓口 郵便局窓口 コンビニエンスストア
滞納処分内容	不動産公売 債権差押 自動車差押 など	不動産公売 債権差押 自動車差押 など	不動産公売 債権差押 自動車差押 など
市税徴収率	91.1%	91.7%	93.0%

重点推進目標 3 市民に開かれた行財政運営の推進

市政情報の発信

市政情報の発信は、ICT の発展とインターネット利用人口の増加等に伴い、「広報こおりやま」や「テレビ」等による情報発信の他に、ウェブサイトの充実や Facebook などによる情報発信の充実に取り組んできました。

東日本大震災や原子力災害等に伴う各種情報を即時にウェブサイトにより発信しているため、特に平成 23 年度のウェブサイトへのアクセス数の増加が目立ちました。

市政情報の発信は、市民への説明責任やイベントの告知等に活用するとともに、市が所有する情報の開示による「市民との行政課題の共有」の促進や市民や事業者からの市政の提案の拡大が期待されるものであることから、今後も分かりやすい市政情報の発信に努める必要があります。

ウェブサイトアクセス数の推移

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
目標値	220,000 件 / 月	231,000 件 / 月	243,000 件 / 月
実績値	353,000 件 / 月	243,922 件 / 月	249,477 件 / 月
取組内容	東日本大震災及び原子力災害関係情報の配信	YouTube、Facebook の運用開始	スマートフォン、タブレット等への対応

(3) 改訂の必要性

平成 23 年 3 月の東日本大震災及び原子力災害からの復旧、復興や近年のゲリラ豪雨による浸水被害等の災害に対する防災・減災の必要性、さらには、全国的な課題である少子高齢化、労働力人口の減少による社会保障費の増大、「団塊の世代」が 75 歳以上となる、いわゆる 2025 年問題への対応、老朽化したインフラ資産の更新など、行政課題は大きなものとなっております。

これらの課題にきめ細やかな対応をしていくため、また、第五次総合計画の着実な推進のためには、限られた人材、資産、資金、情報を効率的・効果的に運用することが必要です。

このため、平成 23 年 3 月に改訂した「郡山市行財政改革大綱」の推進期間が平成 26 年度に終了することに伴い、本市の現状と「経済財政運営と改革の基本方針 2014」を踏まえ、市民サービスの更なる向上と現在の社会経済情勢を反映させ、来るべき財政需要にも対応できる持続可能な行財政運営のため、今回改訂するものです。

2 行財政改革大綱の基本方針

(1) 基本理念

地方分権の進展により、住民に最も身近で総合的な行政主体である市町村は、自己決定・自己責任の原則のもと、これまで以上に自立性・主体性を発揮し、市民満足度の高いまちづくりを進めることが求められています。

このため、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズを的確に捉え、山積する行政課題への迅速で適切な対応が求められます。(分権型社会)

しかしながら、人材、資産、資金、情報等の行政経営資源は限られていることから、効率的な行財政経営を行い、柔軟に行政課題へ対応していくことが必要です。(持続可能な行財政経営)

これらのことから、行財政改革を推進する上での基本理念を下記のとおり設定します。

基本理念	分権型社会に対応した持続可能な行財政経営の推進
-------------	-------------------------

また、基本理念により行財政改革を推進し、次の2点の実現を目指します。

1 行政課題に対応できる行政経営資源の確保

「郡山市第五次総合計画」が目指す将来都市像の実現と今後新たに生じる行政課題に迅速かつ柔軟に対応できるよう、必要な行政経営資源を確保します。

2 質の高い市民サービスの提供

社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズを的確に捉え、効率的・効果的な行財政経営に努め、質の高い市民サービスの提供による住民満足度の向上を図ります。

また、市民の安全・安心を確保することは、社会経済の継続的発展のための重要な基盤であり、市民満足度の向上に不可欠であることから、市民が、安全・安心で快適な生活を送ることができるまちづくりを積極的に進めます。

(2) 行財政改革の視点と主な手段

本市の行財政改革は、4つの視点と主に2つの手段により推進します。

視点 1 市民の視点

公共サービスの提供はもとより、行財政運営全般にわたり、サービスの利用者である市民の視点に立った再点検や見直しを行い、行財政改革に取り組みます。

視点 2 市民との協働の視点

地方分権が進む中、地域が抱える諸問題への対応と市民が主役のまちづくりを推進するため、行政が担うべき役割の明確化を図り、市民参加や参画を一層推進するとともに、NPO 法人 等の各種団体の自立化の促進など、行政と市民、市民活動団体等との協働 の視点から、行財政改革に取り組みます。

視点 3 行政経営資源の有効活用の視点

行政が取り組むべき施策、事務事業の重点化を図り、限られた行政経営資源である人材、資産、資金、情報を有効に配分する視点から、行財政改革に取り組みます。

視点 4 経営分析の視点

市民満足度の向上、成果重視の取り組み、市民ニーズへの迅速・的確な対応など、民間の長所を積極的に活用するとともに、人件費等を含めた総コストを意識した効率的・効果的な行政運営など経営分析の視点から、行財政改革に取り組みます。

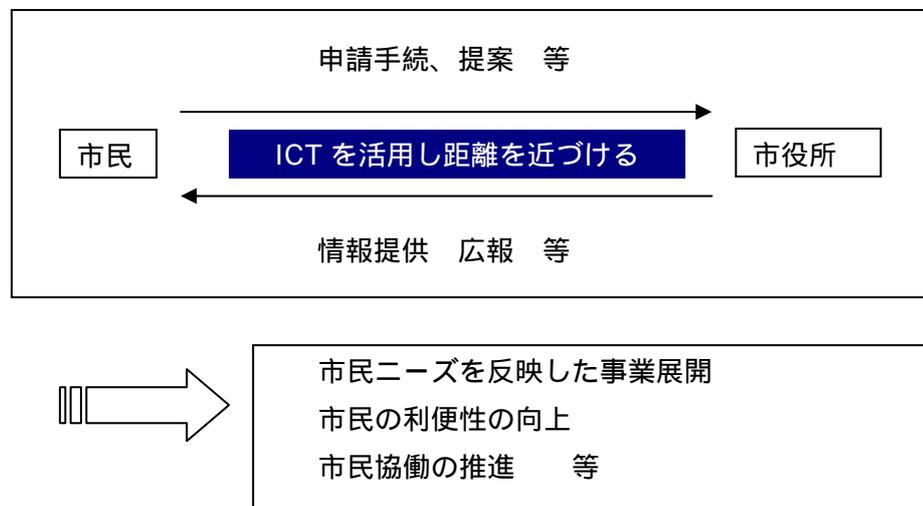
(1) 業務の電算化の推進

限られた人材、資金等の行政経営資源の効率化の観点から、ICT の活用により、各種業務の電算化を推進し、得られた行政経営資源をきめ細かな市民サービスへの展開に活用します。

(2) 市民とのコミュニケーションの向上

近年のスマートフォン等の普及により、ICT を活用した Facebook などの SNS による市民と行政の双方向のコミュニケーションが身近になっています。

本市においても、市民と行政のコミュニケーションをさらに深めるため、ICT を積極的に活用して市民ニーズを的確に捉えた質の高い市民サービスを推進し、住民満足度の向上を図ります。



(3) ICT の推進にあたって配慮すること

ICT の活用にあたっては、情報セキュリティの徹底はもとより、利用者の情報格差 やシステムの不具合への対応などに十分配慮し、市民サービスが低下することがないように努めます。

本市では、市役所全体の市民サービスの質の向上を図るために、平成26年度からTQMの考え方に基づき、カイゼン活動を実施しています。実効性のあるカイゼン活動に継続的に取り組むため、カイゼン活動に関する研修の実施や活動成果の庁内共有化などにより、職員が自ら取り組むカイゼン活動を推進し、自ら考え変える職員の育成及び組織風土の醸成を図ります。

(3) 推進期間 平成27年度～平成29年度(3カ年)

行財政改革の目的の一つとして、第五次総合計画の着実な実施があります。第五次総合計画の終期は平成29年度までであることから、本大綱の推進期間の終期を第五次総合計画と合わせることにします。

(4) 推進方法

本大綱に基づく具体的な取り組みとその目標及び達成時期を明確に示し、改革の進行管理を行うために、本大綱に合わせて『行財政改革大綱実施計画』を策定します。

毎年度の検証の際には、検証時点での状況と平成29年度の目標値等の実現性を考慮し、次年度以降の活動を見直します。

(5) 推進体制

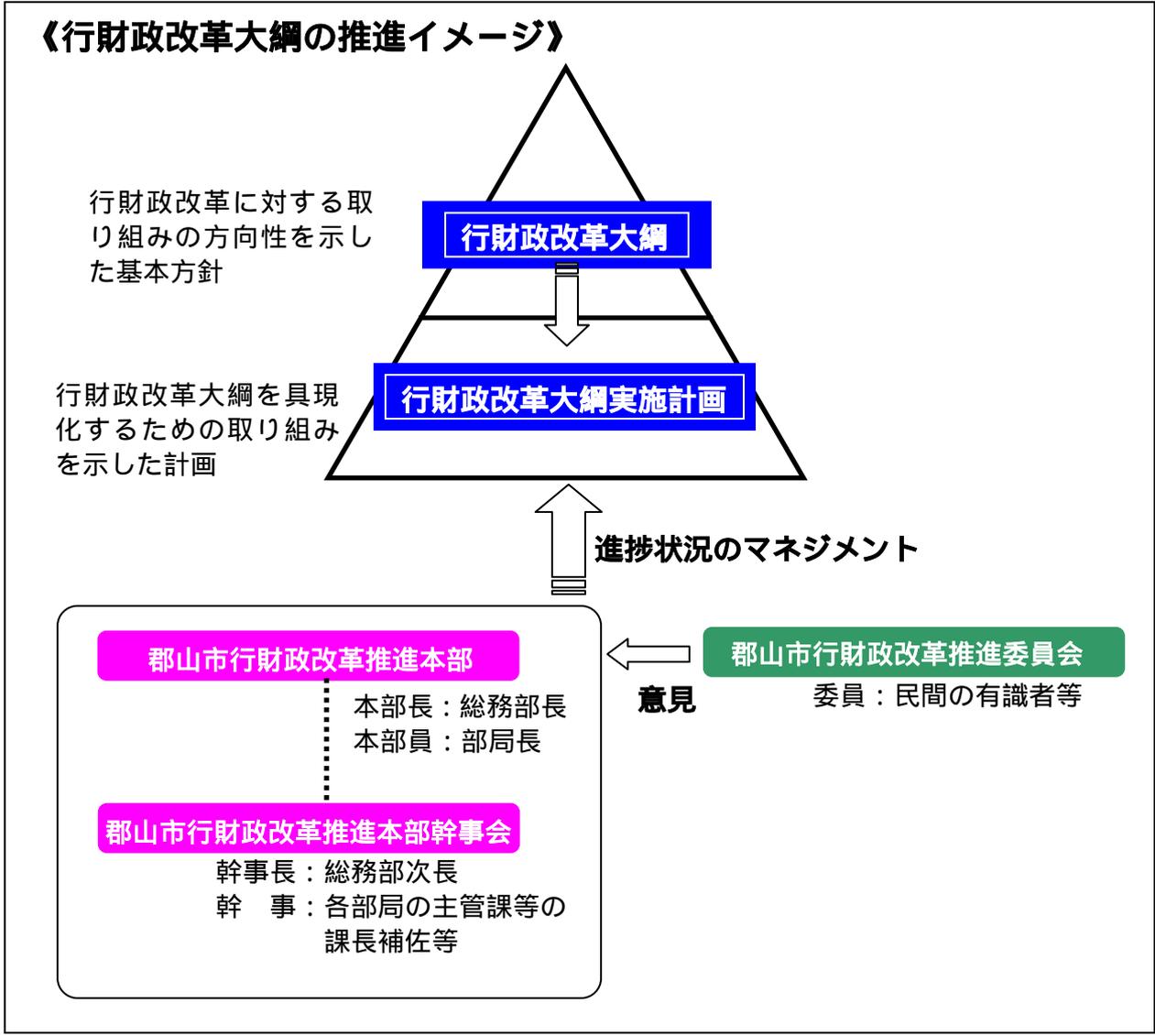
行財政改革推進本部

全庁的に行財政改革を推進していくための庁内組織として、実施計画の進捗状況を確認し、目標達成に向けて改善・見直しを行います。

また、推進本部内に幹事会を置き、課題の把握・抽出及びその解決策の検討を行います。

行財政改革推進委員会

実施計画の進捗状況について報告を受け、市民・各分野の専門家の立場から改革推進に向けての意見を述べます。



(6) 進捗状況等の公表

実施計画の進捗状況については、ウェブサイト等を通じて、積極的に市民にわかりやすく公表していきます。

3 行財政改革のための重点推進目標と取組事項

本大綱では、基本理念を達成するために3つの重点推進目標を掲げ、各重点推進目標のもとに11の取組事項を設定して行財政改革を推進します。

重点推進目標	取組事項
1 効率的・効果的な行政運営の推進	(1)市民の視点に立った行政サービスの提供
	(2)組織・機構の見直し
	(3)定員管理及び給与の適正化
	(4)人材育成の推進
	(5)民間活力の活用
	(6)ワークライフバランスの推進
2 適正な財政運営の推進	(1)歳出の節減・合理化
	(2)歳入の確保
	(3)公共施設の保全・管理の最適化
3 市民に開かれた行財政運営の推進	(1)適正で透明性の高い行財政運営
	(2)市民協働の推進

重点推進目標 1 効率的・効果的な行政運営の推進

行政サービスをより一層充実したものとし、新たな市民ニーズ等にも対応するため、行政と民間の役割を明確化し、行政としての責任を確保しながら、最適な担い手が行政サービスを提供するとともに、成果や市民ニーズを捉えた事業運営を図ります。

また、限られた職員数で行政課題に対応するため、組織・機構の見直し、人材育成の推進等を徹底するなど、効率的で効果的な行政運営を推進します。

(1) 市民の視点に立った行政サービスの提供

市民が主役のまちづくりを推進するためには、市民の視点やニーズに基づいた行政サービスを提供することが求められています。

このため、本市では、カイゼン活動のマネジメントにより、市役所全体の市民サービスの質の向上の観点から、既成の枠組みに捉われず、絶えず見直しを行います。

事務事業の重点化と見直し（主に事業成果による）

社会経済情勢等の変化を的確に捉えながら行政の果たすべき役割の範囲を見極め、本市として実施すべき施策、事務事業の重点化を図るとともに、効果や必要性が低いものについては、見直しを実施します。

事務事業の見直しにあたっては、行政評価システム を効果的・積極的に活用し、「計画」・「実施」・「評価」・「改善」のサイクルに基づき、事業活動と成果の分析による徹底したスクラップアンドビルドによる事業の見直しを行います。

また、評価結果については、図表等を用いるなど市民にわかりやすい公表に努めます。

窓口サービスの向上

本市では、これまで、窓口での取扱業務の拡大や添付書類の省略などに取り組み、窓口サービスの向上を図ってきました。

今後も、これらの取り組みを継続するとともに、さらなる窓口サービス向上のため、職員の接遇能力の向上や業務改善に反映していき、便利で快適な窓口環境の推進に努めます。

申請方法等の見直し

各種申請は市民と行政との最も身近な接点の一つであり、サービスの向上及び事務の効率化の観点から、市民の視点に立ち、申請時のムダを取り除くなどの見直しが必要です。

特に申請書の記載方法、必要書類等については、徹底した見直しを行うとともに、申請方法については、ICTを活用するなど、市民の利便性の向上及び事務の効率化に努めます。

公共施設の有効活用とサービス向上

市民サービスの質の向上の観点から、公共施設の休館日や開館時間の見直し、さらには、施設の多目的な利活用や施設の改修、施設の整理・統合の検討等を踏まえ、コスト面とのバランスや利用者負担のあり方を検討し、効果的な施設運営を推進します。

(2) 組織・機構の見直し

市民ニーズや社会経済情勢の変化、新たな行政課題に的確に対応できるよう、仕事の量や質に応じた機動性を考慮した職員配置に努めるとともに、部局横断的な対応等、柔軟で機能的な目的志向の組織編成に取り組みます。

出先機関のあり方の検討

行政センター及び連絡所等の出先機関については、道路交通網やICTの発達、地域住民のニーズの変化を踏まえ、市民サービス全体のあり方と効率的な行政運営の両面からの検討のほか、個性ある地域の活性化に果たすべき役割など、その機能、取扱い業務の拡大等について総合的に検討します。

附属機関等の効率的で効果的な運営

各種審議会等の附属機関等については、設置目的や活動の実態などから、見直しを行い、その運営にあたっては、事務の簡素化、効率化を図るとともに、市民の意向をより反映できるよう改善を図ります。

(3) 定員管理及び給与の適正化

行政サービスの維持・向上を図りながら、引き続き事務事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置等に努めるとともに、民間委託等の推進、ICTの活用による業務改善や効率化、指定管理者制度の活用、任期付職員の採用等により、定員管理の適正化を計画的に推進します。

また、職務給の原則 や均衡の原則 に基づく給与の適正化や制度の趣旨を踏まえた諸手当のあり方の検討、地方公務員法に基づく人事評価制度 による勤務成績の給与への反映等に取り組むとともに、特別職の報酬等についても、第三者機関における検討を通じ、住民の十分な理解が得られるよう必要に応じて適切な見直しを行います。

(4) 人材育成の推進

複雑多様化する行政課題を的確に捉え、新たな発想のもとで政策形成能力を発揮し、スピード感のある開かれた市民本位の市政を実現する人材を育成するため、郡山市人材育成方針 に基づく専門及び階層別の各種職員研修、技術力向上のための各種取り組み、さらには、職員の自主的な取り組みの支援等により、職員の能力向上を図ります。

また、職員相互のコミュニケーションの向上に努め、専門性の蓄積や活発なカイゼン活動を実施していきます。

さらに、地方公務員法に基づく人事評価制度を推進し、人材育成と連携した人事管理を行うとともに、女性職員の管理・監督者への登用など男女を問わず意欲と能力のある職員の活躍を推進する組織風土の醸成を図ります。

(5) 民間活力の活用

社会経済情勢の変化に伴い、市民ニーズが高度化・多様化している中、法令上の規制が緩和され、NPO 法人や民間事業者が提供する公共サービスの範囲が広がっています。

このような中、簡素で効率的な行政運営を実現するため、これまで市が担ってきた公共サービスを新たな担い手である民間が提供することにより、サービスの向上や経費の節減に繋がる場合には、業務の運営に関するチェック体制等、行政としての責任を確保しながら、民間活力の活用を積極的に推進していきます。

また、官民が連携して市民サービスを行う P F I や指定管理者制度をはじめとする、いわゆる官民連携の事業を推進します。

民間委託等の推進

行政運営の効率化、市民サービスの向上等を図るため、行政と民間等の役割を考慮しながら、民間委託等の実施が可能な事務事業については、適正な管理監督のもとに、行政責任の確保、個人情報保護や守秘義務の確保、市民サービスの維持向上等が図られることに留意したうえで、積極的かつ計画的に民間委託等を推進します。

また、従来、市が直接行ってきた業務についても、新たな担い手への委託の可能性等を十分に検討します。

指定管理者制度の活用

公の施設 の管理・運営については、多様化する市民ニーズに、より効率的かつ効果的に対応するため、民間のノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的として、指定管理者制度を積極的に活用します。

本制度を活用するにあたっては、施設の管理運営の効率的な形態及び市民サービスの更なる向上の視点を考慮します。

また、指定管理者制度導入施設については、毎年度、施設毎に管理・運営状況を評価・検証し、公の施設の適切な管理・運営を推進します。

外郭団体の経営健全化と適切な活用

市が出資している公益財団法人等の外郭団体は、これまで高度化・多様化する市民ニーズに的確に対応し、より迅速かつ効率的に公共サービスを提供するなど行政の補完的役割を果たしてきており、今後も公共性、公益性が高い事業の担い手として適切に活用をしていきます。

一方、外郭団体の経営が著しく悪化した場合には、公共サービスの安定的な提供と市の財政等に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、外郭団体自らが行う業務の効率化等を支援するとともに、透明性の高い健全な経営を推進するため、経営情報を積極的に公表します。

(6) ワークライフバランスの推進

限られた職員数の中で、複雑多様化する行政課題に対応するためには、職員の能力を十分に引き出すことが必要であり、そのためには、職員個人がより充実した生活を送り、成長しながら働くことができる環境づくりが重要です。

そのため、職員一人ひとりのライフステージ（子育て、介護等）に応じて充実した生活を送ることができるよう支援します。

さらに、休暇、休業制度の取得促進などにより、ライフステージに合わせた支援に取り組みます。

重点推進目標 2 適正な財政運営の推進

本市の財政状況は、東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興などにより東日本大震災前と比べて、一般会計決算額（平成 25 年度）が約 1.5 倍の約 1,450 億円となっています。

また、今後も、いわゆる「団塊の世代」が 75 歳に到達する平成 37 年度（西暦 2025 年）以降において、社会保障費の増加等が懸念されます。

このため、分権型社会に対応した持続可能な財政基盤を確立するためには、効果や優先順位を踏まえた事業の選択と集中はもとより、徹底したコスト意識による経費の節減、限られた行財政資源の最適な配分を図るとともに、歳入の確保に努め、歳入に見合う行政運営で、収支バランスの取れた財政運営を推進します。

(1) 歳出の節減・合理化

業務における各種経費の削減、建設コスト縮減や効率性の向上等に取り組むとともに、事務事業の合理化の観点から、全ての事務事業について見直しを行うなど歳出の削減・合理化に努めます。

事務事業の重点化と見直し（主に総コスト分析による）

新公会計制度の導入により、総コストの把握が可能となることから、従来からの取り組みである事務事業の見直しにあたっては、行政評価システムを効果的・積極的に活用し、「計画」、「実施」、「評価」、「改善」のサイクルにより、事業ごとの総コストの把握に努め、費用対効果を分析した事業の見直しを行います。

補助金等の見直し

様々な団体に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証した上で、不断の見直しにより、終期の設定や廃止、統合等の整理、合理化を推進します。

(2) 歳入の確保

持続可能な財政基盤を確立するためには、事務事業全般の見直しを徹底し、本市の歳入に見合った財政規模を堅持するとともに将来にわたって安定した自主財源の確保に努めていく必要があります。

このため本市では、従来からの税や保険料などの徴収率の向上対策を継続して取り組むとともに、施設稼働率の向上からなる使用料の増収や様々な資産を活用した新たな財源の確保など、一層の歳入の確保を図ります。

税、使用料、負担金等の収入確保（主に徴収率向上の取り組み）

市税等の納付に関しては、口座振替による納付の推進のほか、新たな納付方法として、コンビニエンスストアでの取り扱いを開始するなど、市民の利便性の向上に努めてきたところです。

今後も、社会環境の変化、市民ニーズを的確に捉え、費用対効果を踏まえたうえで、納付場所の拡大や新たな納付方法の検討など、市民の利便性の向上を図るとともに、滞納処分の強化や徴収機能の専門性を高めるなど、収入の確保に努めます。

施設の稼働率向上による使用料の増収

公共施設におけるサービスの向上により施設稼働率を向上させ、使用料の増収を図ります。

既存の公共施設については、当該施設の役割、利用状況等を的確に把握し、多目的な利活用や施設の改修等、市民の利便性の向上を図るため、きめ細やかな運営の改善に取り組みます。

新たな財源の確保

公共施設、ウェブサイトや各種印刷物への広告掲載を推進し、公共施設のPRも兼ねたネーミングライツの検討など、新たな財源の確保に取り組みます。

また、未利用財産や財産の使用許可については、様々な角度から有効的な活用方法を検討し、必要に応じて競争の原理を採用するなど収入増の取り組みを行います。

さらには、未利用地についても、売却時期を見極めながら積極的に売却するとともに、民間事業者への貸付等の実施など積極的な活用を推進します。

(3) 公共施設の保全・管理の最適化

市有建築物をはじめ、市民生活の基盤である上下水道施設や橋りょうなどの公共施設は、今後、老朽化の時期を迎え、維持管理や更新の経費が大きな財政負担となっていくことが予想されます。

このため、本市では、公共施設等資産の現状把握に努め、公共施設等総合管理計画を策定し、長寿命化も含めた、より中長期的な視点に立った維持補修や更新を行うとともに、維持管理の効率化による経費の節減に努め、施設全体の最適化を推進します。

重点推進目標3 市民に開かれた行財政運営の推進

信頼関係に基づいた市民とのパートナーシップを築き、市民が主役の協働のまちづくりを推進するため、「郡山市協働のまちづくり推進条例」のもと、市民にわかりやすい積極的な情報発信に努め、互いに情報を共有し、市政への市民参画を拡充することで、市民協働の行財政運営を推進します。

(1) 適正で透明性の高い行財政運営

すべての市民が、行政サービスを受ける機会を公平に得られるようにするため、行政サービスに関するわかりやすい情報の提供と必要な情報を必要な時に取得できるよう情報媒体の多様化を図るとともに、情報セキュリティを徹底するなど、十分な対策を行い、情報資産の適正な管理運用に努めます。

また、適正な行政執行を確保するため、市の監査委員制度と外部監査制度による監査機能の専門性、独立性の強化を図ります。

(2) 市民協働の推進

協働のための環境づくり

市民、地域の住民団体や NPO 法人をはじめとした市民活動団体、さらには企業など多様な主体と対等な関係に立ち、協力し合い、相互に補完する関係（パートナーシップ）を築き、協働によるまちづくりを推進するため、活動の中心となる人材の育成、活動主体に対する活動場所や必要な情報の提供等の支援に努め、協働のための環境づくりに取り組みます。

意思決定過程への市民参画機会の充実

行政活動の指針となる基本的な計画等の策定にあたっては、その策定段階において、市民との対話と合意形成を重視するため、パブリックコメント制度を積極的に活用します。

また、附属機関の運営にあたっては「附属機関等の設置及び運営に関する指針」等に基づき、会議の公開、委員の公募や女性委員の登用を推進するなど、市民の意向を反映できるよう改善を図ります。

民間からの提案の活用

行政課題への対応については、市民や NPO 法人をはじめとした市民活動団体や事業者等の民間からの積極的な提案を喚起するため、公共データの開放等による行政課題の明確化等に努めるなど、民間提案を受け付ける制度の充実に取り組みます。

広聴機能の充実

地域に根ざした意見を施策へ反映させるための取り組みやきめ細かな市民ニーズの把握のため、地域別、世代別、業界別等に懇談会やアンケート及びワークショップを実施します。

安全・安心のまちづくりの積極的な推進

市民が、安全・安心で快適な生活を送ることができるまちづくりを進めるため、安全・安心に関わるさまざまな分野の垣根を越え、幅広い組織の協働・連携のもとセーフコミュニティの取り組みを積極的に推進します。

用語解説

本文中、用語が記載されている最初のページを表しています。

「郡山市行財政改革大綱」 (3ページ)

行財政改革に対する取り組みの方向性を示した基本方針。

「郡山市行財政改革推進委員会」 (3ページ)

簡素で効率的な行財政運営の推進を図るため、郡山市行財政改革大綱の策定に関する基本的事項、その進捗状況に関する事項について協議を行う本市の機関。

公募委員、学識経験者、各種団体の代表など 12 人以内の委員で組織する。

「中核市」 (3ページ)

人口 20 万人以上の要件を満たした政令指定都市以外の規模や能力などが比較的大きな都市で、その事務権限を強化することにより、できる限り住民に身近なところで行政を行うことができるように指定される都市のこと。保健衛生や都市計画など、政令指定都市に準じた事務が都道府県から移譲される。

「パブリックコメント制度」 (3ページ)

市の基本的な計画等の策定過程において、案の段階でその趣旨、目的、内容等を広く市民に公表し、市民からその計画等に対する意見等の提出を受け、その寄せられた意見等に対して、市の考え方を公表するとともに、寄せられた意見等を考慮し、実施機関の意思決定を行うこと。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」 (3ページ)

一般に「骨太の方針」と呼ばれているもので、経済・財政・行政・社会などの各分野における構造改革の基本的な考え方・方向性と具体的なメニューを示したもの。

内閣に置かれた経済財政諮問会議の答申を経て、閣議決定されるもの。

「IT」 (3ページ)

インフォメーション・テクノロジー (情報通信技術 *Information Technology*) の略称。「情報技術」のことで、コンピュータやデータ通信に関する技術の総称をいう。その言葉の意味は広く、情報通信分野の基礎技術から応用技術の範囲にまで及ぶ。

「自己決定、自己責任」 (3ページ)

平成12年4月の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の施行により、住民に身近な行政サービスの提供は、地方自治体が自らの判断と責任において、地域特性や住民意思を尊重しながら決定し、実施すること。

「外郭団体」 (3ページ)

官公庁から出資・補助金等の財政的支援を受け、補完的・代替的な業務を行う団体の総称。出資関係等の法制度面のほか、事業・活動の内容や実質的な運営面において官公庁と密接な関連性を有している。

「三位一体の改革」 (4ページ)

小泉純一郎内閣が掲げた「聖域なき構造改革」の一環として、「骨太の方針2002」で方針が決定されたもので、「国庫補助金負担金の廃止及び縮減」、「税源の移譲」、「地方交付税の見直し」を一体的に進めること。

「4つの基本理念」 (4ページ)

第五次総合計画における本市政運営の理念で、「市民が主役の郡山」、「継続と創造の精神」、「ハードよりソフト」及び「選択と集中」の4つをいう。

「10大政策」 (4ページ)

人を惹きつけ、住みたくなる、魅力ある都市とするために、市民の皆様と行政が共有するまちづくりの目標。

- 1) 市民の視点に立った新しい行財政経営の推進
- 2) 基幹産業「農業」「商業」「工業」「観光」の振興、雇用の確保
- 3) スポーツや文化の交流都市の創造
- 4) 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりの推進
- 5) 個性と生きる力を育てる教育の充実
- 6) 高齢者支援の充実
- 7) 市民が主役の協働のまちづくりの推進
- 8) それぞれの地域特性を生かした整備・拡充
- 9) すべての市民が快適に移動できる総合交通対策の推進
- 10) 安全・安心で快適な生活基盤の整備

「選択と集中」の理念 (4ページ)

行政に民間の経営感覚を取り入れるとともに、無駄を省き、将来を見据えた効率的・効果的な行政運営を推進すること。

「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」 (4ページ)

平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ策定された指針で、総務省が、平成17年3月29日に地方自治体に通知した。

指針では、平成17年度からおおむね平成21年度までの具体的な取り組みを“集中改革プラン”として公表し、既存事業の廃止や統廃合、民間委託、指定管理者制度の導入等を検討するとともに、電子自治体やPDCAサイクル(18ページ「行政評価システム」参照)の導入を推進することを求めている。

「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」 (4ページ)

平成18年7月7日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」を踏まえ策定された指針で、上記の新地方行政指針への新たな推進項目の追加という意味をもつもの。

総務省が、平成18年8月31日に地方自治体に通知した。指針では、「総人件費改革」、「公共サービス改革」、「地方公会計改革」及び「自治体間の比較・評価を容易に行える情報開示のルール作成・住民監視の強化」について、重点的に推進することを求めている。

「郡山市第五次総合計画」 (4ページ)

郡山市の平成20年度から平成29年度までの10年間のまちづくりの指針をまとめたもの。

「人と環境のハーモニー 魅力あるまち 郡山」を将来都市像とし、6つの大綱を表す「基本構想」、その方向性を体系的に表す「基本計画(個別分野計画、戦略行動プロジェクト、地域づくりプラン)」、より具体的な事業を表す「実施計画」で構成されている。

「郡山市行財政改革大綱実施計画」 (4ページ)

郡山市行財政改革大綱に定めた事項を実現するために策定する具体的な取り組みを示した計画。

「ICT」 (5ページ)

情報通信技術を表す言葉として、「IT (*Information Technology*)」があるが、ネットワークによる双方向のつながり「C (*Communication*)」の重要性を明確にした「ICT (*Information and Communication Technology*)」が国において用いられている。本市においても情報通信技術におけるコミュニケーションの役割を重視し、本計画においても引用部分を除き、情報通信技術を表す用語として「ICT」を用いる。

「技能労務職の退職不補充」 (5ページ)

職員数の削減、人件費の抑制の観点から、学校調理業務や学校用務員業務などの民間委託を推進するとともに、効率的な人員配置を行うことで新たな技能労務職の採用を行わないこと。

「指定管理者制度」 (5ページ)

多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間能力を広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る目的として、平成15年9月に創設された制度。

公の施設の管理を包括的に営利企業や財団法人、市民グループなどの団体に代行させることができる。

「普通会計」 (5ページ)

一般会計と特別会計のうち公営事業会計(上水道事業、下水道事業等の公営企業会計及び国民健康保険事業特別会計等)以外の会計を統合して一つの会計としてまとめたもの。個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なるため、実際の会計区分では財政比較や統一的な把握が困難なため、地方財政統計上、統一的に用いられる会計区分である。

「経常経費」 (6ページ)

年々持続して継続的に支出される経費をいい、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、公債費等をいう。その性質上極端に削減することは行政活動に悪影響をきたすことになりかねないので、削減にあたっては行政サービスを低下させないように注意が必要である。

「2025年問題」 (6ページ)

西暦2025年は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる年であり、人口予測等によると、2025年以降は4人に一人が75歳以上という超高齢社会となるため、医療、介護、福祉サービスへの需要が高まり、社会保障財政のバランスが崩れると指摘されている。

「新公会計制度」 (6ページ)

現行の単式簿記・現金主義会計である官庁会計の仕組みに、複式簿記・発生主義の考え方を取り入れた会計制度。市民へ分かりやすい財務情報を提供することによる説明責任の充実や、個別の事業等におけるマネジメントに財務情報を活用することにより効率的かつ効果的な行財政運営を図る。

「単式簿記・現金主義」 (6ページ)

現金の歳入歳出の管理を重視する会計制度。メリットとして、予算の使われ方を明確に表すことができるが、資産の情報や貸付金や収入未済に関する不納リスクが明確に表されないなどのデメリットがある。

「マルチペイメントネットワーク」 (7ページ)

地方税や各種公共料金等について、顧客の利便性向上を図るとともに、地方公共団体や金融機関等の事務効率化を図る新たな仕組み。

「Facebook」 (8ページ)

SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス 用語解説の6ページ参照)の1つで、インターネット上でさまざまなつながりを作っていくサービス。登録したユーザー同士が情報交流を行なうほか、ユーザーが企業や団体などのページともコミュニケーションを図ることができる。

「YouTube」 (8ページ)

インターネット上の動画共有サービスの一種で、利用者が投稿された動画を閲覧する無料のコミュニケーションサービスのこと。

「市民参加や参画」 (10ページ)

市民参加：市民、市民活動団体、事業者が施策等に関する意見や提案などを行うこと。

市民参画：市民、市民活動団体、事業者が施策等の企画、立案、実施及び評価に自主的に参加すること。

「NPO法人」 (10ページ)

ノン・プロフィット・オーガニゼーション(非営利組織 *Non Profit Organization*)の略語であり、行政や企業から独立して、社会貢献や公益的活動を行う組織である。法人格の取得に際して、都道府県知事等の認証が必要。

正式な組織(定款等を備えている)であること、民間組織であること、利益の分配をしないこと、理事会等の意思決定機関を持つこと、自発的であることなどが求められる。

「協働」 (10ページ)

近年、日本の地方自治の分野で、まちづくりの取り組みに不可欠なものとして考えられている概念。市民、市民活動団体、事業者及び市が、対等の立場で、それぞれの役割を担い、責任を認識しながら、公共的な課題の解決のためともに取り組むこと。

「SNS」 (11 ページ)

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (*Social Networking Service*) の略称。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供するサービスのこと。

「情報格差」 (11 ページ)

パソコンやインターネットなどの情報技術を使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる、情報受信や機会の格差のこと。

「TQM」 (12 ページ)

トータル・クオリティ・マネジメント (総合的品質管理 *total quality management*) の略称。元々は企業の製品品質を向上させるための経営手法のことであり、顧客が満足する品質を備えた品物やサービスを提供できるように、企業の全組織を効率的・効果的に運営し、企業目的の達成に貢献する体系的な活動のこと。

「カイゼン活動」 (12 ページ)

主に製造業の生産現場で、業務の効率性、安全性確保などを現場の作業者が中心となって、知恵を出し合いボトムアップで課題解決を図る恒久的な活動。現在は製造業のみならず、企画、営業、総務、経理、事務の業務などへ適応範囲は広がっている。

継続して取り組むことから「カイゼン」の英訳は「*continuous improvement*」である。

こおりやま カイゼン運動 (平成 26 年度より実施)

「市民の笑顔のため」、「行政をもっと良くするため」に、Smile (市民も職員も笑顔)、Smart (ムラ・ムリ・ムダの解消)、Speedy (速く) な仕事を目指し、「カイゼン」に全職員が取り組むことを推進する運動。

チーム毎に課題等を検討し、「カイゼン」を実施することにより、その成果を庁内で共有化するなどし、その効果を全庁的に広げる。

「行政評価システム」 (15 ページ)

新たな時代に対応した行政運営を進めていく手段のひとつであり、戦略化した計画のもとに、政策、施策、事務事業等を科学的な分析や経営管理的手法を用いて、目的の妥当性、有効性、効率性、公平性などの様々な視点により評価を行い、改善につなげていくもの。

「Plan (計画) Do (実施) Check (評価) Action (改善)」のPDCAサイクルにより、行政の効率化、事業等の効率性及び有効性の向上を図るので、本市では、平成18年度から事務事業評価を本格導入している。

「附属機関等」 (16 ページ)

市民の皆様方の市政に対する理解と信頼を高めるとともに、専門的な知識や様々な意見を市の政策等の形成過程において取り入れていくことなどを目的として設置される審議会、懇談会等の機関のこと。

「職務給の原則」 (17 ページ)

職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなくてはならないという原則。職務内容の難易度や複雑さに応じて、また、その責任の軽重によって給与に差を設けるもの。

「均衡の原則」 (17 ページ)

職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員、民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めること。

「人事評価制度」 (17 ページ)

「あらかじめ定義したその職に必要なとされる能力(行動特性)が、日常を通じてどれだけ発揮されたかを評価対象とする行動評価」である能力評価と、「目標管理手法を用いて、どのような目標を、どこまで達成し、どれだけ成果をあげたか」を重視した業績評価による総合方式で行われる評価制度。

「郡山市人材育成基本方針」 (17 ページ)

研修のみならず、組織風土や人事制度をも含めた総合的な取り組みにより職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の基本的な方向性や到達目標を定めた方針。平成15年4月に策定。

「PFI」 (17 ページ)

プライベート・フィナンシャル・イニシアチブ (*Private Finance Initiative*) の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。

「公の施設」 (18 ページ)

住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設として地方公共団体が条例に基づき設置する施設。

「ライフステージ」 (19 ページ)

人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される生活環境の段階のこと。それぞれの段階は連続性があるものの、節目によって、次の段階の生活環境や生き方は大きく変容し、場合によっては、環境に適応するために生活スタイルや仕事の仕方等、様々なものを变化させる必要が生じる。

「補助金」 (20 ページ)

特定の事業推進や、団体の育成を目的に、国や地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に支出するもの。

「ネーミングライツ」 (21 ページ)

新たな財源の確保として、スポンサー企業等が市に対価を支払い、市が所有するスポーツ施設や文化施設などの公共施設等に、愛称として社名や商品名などを付すこと。また、権利をいう。

「郡山市協働のまちづくり推進条例」 (21 ページ)

協働のまちづくりの基本原則を定め、市民、市民活動団体、事業者及び市の役割を明らかにすることにより、市民が主役の協働のまちづくりを推進することを目的に制定した条例。

「情報資産」 (21 ページ)

個人情報など、組織として漏洩や改ざんなどの脅威から保護すべきものの総称のこと。

サーバ、パソコン、電磁的記録媒体に保存されたデータ、これらを印刷した文書や台帳など。

「市の監査委員制度」 (21 ページ)

監査委員は、地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）第 195 条の規定により設置される独立の執行機関で、市の事務執行が各種法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかどうかを監査する。

「外部監査制度」 (21 ページ)

市の監査委員制度に加えて、監査機能のより専門性と独立性の強化を図り、監査機能に対する住民の信頼を高めるため、公認会計士等の専門的知識を有する外部監査人が、監査委員監査の内容の一部について補完的あるいは代行的に監査を行う制度のこと。

「附属機関等の設置及び運営に関する指針」 (22 ページ)

附属機関等の運営の効率化及び活性化を図り、市政への市民参画の促進及び開かれた市政の実現の推進に資するため、附属機関等の設置及び運営に関し、基本的な事項を定めたもの。

「ワークショップ」 (22 ページ)

さまざまな立場の方が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら意見や提案をまとめていく場のこと。

「セーフコミュニティ」 (22 ページ)

WHO（世界保健機関）地域安全推進協働センターの認証制度であり、「生活の安心と安全を脅かすけがや事故は、原因を究明することで予防することができる」という理念のもと、地域の実情をデータを用いて客観的に評価し、地域住民、地域の団体・組織、関係機関、行政などが力をあわせて「安心して生活できる安全なまちづくり」に取り組む活動を行っている地域のことをいう。